

# 上市町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成 29 年 1 月

上市町通学路交通安全推進会議

## 1 プログラムの目的

平成 24 年 4 月以降、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことを受け、上市町においても各小学校の通学路の安全を確保するため、関係機関と連携するとともに、必要な対策についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組みを実施するため、この度、関係機関の連携体制を構築し、通学路の安全確保に関する取組の方針「上市町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

## 2 通学路交通安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「上市町通学路交通安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し、策定しました。

- (1) 上市町
- (2) 上市警察署
- (3) 富山土木センター立山土木事務所
- (4) 上市町小学校長会
- (5) 上市町 P T A 連絡協議会
- (6) 上市区域交通安全協会
- (7) 上市区域交通指導員会
- (8) 上市町教育委員会

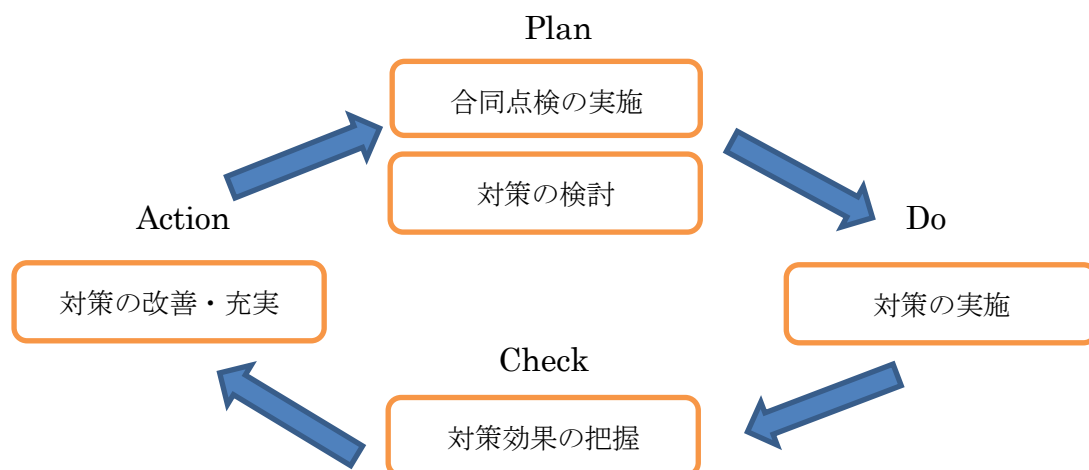
## 3 取組方針

### (1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、合同点検を定期的実施するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善及び充実を図ります。

これらの取組みを P D C A サイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

### 【通学路安全確保のための P D C A サイクル】



## (2) 定期的な合同点検

### ア 合同点検の実施時期等

(ア) 町内の学校について、1年に1回、合同点検を実施します。

(イ) 実施時期の定めはありませんが、積雪時の危険箇所の把握が必要と判断した場合は、冬期に実施します。

(ウ) 効率的かつ効果的に合同点検を行うため、通学路交通安全推進会議において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

(エ) 定期的を実施する合同点検のほか、緊急的に点検を実施する必要性が生じたときは、学校ごとに緊急合同点検を実施します。

### イ 合同点検の体制

(ア) 小学校ごとに、学校、保護者、道路管理者、警察等が参加して実施します。

## (3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、歩道整備及び防護柵設置のようなハード対策又は交通規制及び交通安全教育のようなソフト対策等、箇所ごとに具体的な実施メニューを検討します。

## (4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

## (5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策を実施した後は、アンケートの実施、学校からの聞き取り及び車両と歩行者の離隔距離の測定等、様々な手法を検討し、実際に期待した効果が挙げているのか、また、児童が安全になったと感じているのか等、対策効果の把握を実施します。

## (6) 対策の改善と充実

対策実施後も合同点検及び効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善及び充実に図ります。

## 4 箇所一覧表と箇所図の公表

小学校ごとの点検結果及び対策内容については、関係者間で認識を共有するために、小学校ごとの「対策箇所一覧表」及び「対策箇所図」を作成し公表します。